

◆第7回 佐久市地下水等水資源保全研究検討委員会 会議録（概要）

日時：平成23年12月14日（水）午前10時00分

場所：佐久市役所5階 501会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 第6回検討委員会議事録の確認について
- 4 議 題

(1) 佐久市水資源保全条例（仮称）検討案の内容について

資料1、2、3、7を事務局より説明

委員

「条例の内容からすると、一日500 m³以上の取水を原則認めない、という事なので井戸水を利用する方にとっては厳しい内容なのかもしれません。しかしながら、（飲料水を市民に供給する）水道事業者の立場からすれば、供給量が将来にわたり確保される内容なので、ありがたいことだと思います。」

Q 委員

「生活環境課において毎年数か所の水質の調査をしているというお話ですが、安全面から、この条例で水質の検査の義務付けを盛り込めないのでしょうか？」

A 事務局

「事前調査の段階で水質調査をする内容を、義務付ける考えで進めています。」

Q 委員

「水道が普及している現在、お金をかけて井戸を掘ろうとする方は果たしてどれくらいいるのでしょうか？例えいたとしても、庭に水をまいたり、畑に水をまくといった方がいらっしゃるくらいかと思います。その為、事前の説明会を開催したとしても関心を持って来てくれる方がどのくらいいるかは疑問が残ります。」

委員長

「確かにその程度の取水量であれば関心を持って聞いてくれる方も少ないかもしれませんが、だとして、戸別に自宅を訪問するなどして、「説明に歩く」という形だっていいですね。」

A 事務局

「はい。取水規模によっては説明会を行っても集まらないこともあると思いますので、戸別の訪問も一つの方法だと思います。」

Q 委員

「モニタリングの話になりますが、許可を受けたものがその義務を負うようになっていますが、行政が主体となつての対応はできないのでしょうか？」

A 事務局

「モニタリングは許可を受けた方に原則行っていただきます。ただ、検査に要する費用負担も発生すると思いますので、市では調査機材の貸与をするなどして、調査の協力はさせていただく方向で考えています。」

Q 委員長

「モニタリングの内容は水質も含まれるか？」

A 事務局

「モニタリングの報告には含まれません。水位と揚水量を報告してもらうこととなります。」

Q 委員

「時間的な流れになりますが、開設の許可から採取の許可までどのくらいの期間を想定していますか？」

A 事務局

「時間的な流れについては、今後検討していきたいと思います。」

Q 委員長

「現在、市の方で行っている水質調査の内容とはどんなことですか？また、汚染の進行は市でどのように把握しているのですか？」

A 事務局

「佐久市の生活環境課が行っている現在の水質調査の内容は、2年に一度市内60か所をアトランダムに抽出している調査であります。(委員さんが希望されているような、汚染の状況を追跡している調査ではない。)

そのことから、今後は関係課と協議をする中で情報の共有など含め、市全体として

取り込まなくてはいけないと考えています。」

Q 委員

「モニタリングの中では水質の検査報告が義務付けされていないので、水質の汚染が表面化してくるのは、市の調査か偶然判明するということでもいいですか？」

A 事務局

「家庭用の浅井戸については生活環境課で調査を無作為に検査しているわけですが、そのほかの井戸についても、関係各課と協議し、今後何らかの調査をしていく必要があるのではないかと考えています。」

Q 委員

「地下水の枯渇や地盤沈下については原因が比較的つかみやすいと思いますが、水質の汚染について周辺の井戸との因果関係を把握するのは非常に難しいのではないのでしょうか？」

A 事務局

「その辺りを把握するのは非常に難しいと思います。今後詰めていく必要があると思います。」

Q 委員

「井戸水採取の許可を受けた者が、地下水の低下や汚染等の異常事態に気付いた場合、市へ直ちに報告するという内容を条例部分に入れた方がいいと思います。」

A 事務局

「許可の条件に入れるようにします。」

委員長

「他に何かありますでしょうか？」

条例案については、これで安心できる内容でまとまったと思います。皆様から全体を通したご意見はありませんか？

なければ以上で、条例案の内容に関する議論については終了させていただきます。」

(2) 提言書（案）の内容について

提言書案について事務局説明

Q 委員

「提言 7 についてであります。市民周知の方法は広報紙だけでなく、区の回覧板にも載せるなどしたらどうか？」

A 事務局

「一つの貴重なご意見かと思いますが、現在は広報にてシリーズ掲載しているため、当面は広報を使っていきたいと思っております。」

全員意見なし

(3) その他

事務局

「本日午後 1 時より、中屋委員長と小池副委員長より市長へ提言書の報告をしていただきます。また、今後の条例制定に関する予定であります。条例案については骨格が出来た後、パブリックコメントの期間を一か月程度経る必要があります。市民からの意見を募集して、条例案に反映させたところで初めて形がまとまってまいりますので、委員の皆様には最終案をご確認いただきたいと思っております。委員会の最終日程は年度内の 3 月中を考えておりますので、皆様には恐縮ですが、ご出席のほどよろしく申し上げます。」

5 閉 会 (1 1 時 4 0 分)